

厚生労働省
東京労働局発表
平成29年10月31日

担 当	東京労働局労働基準部安全課
	課長 岩澤 俊輔
	主任安全専門官 田村 三雄
	安全専門官 今井 義人
	電 話 03(3512)1615 夜間直通 03(3512)1541

第三次産業の企業における労働災害防止に向けた 「経営トップによる安全衛生方針」を公表します！

東京労働局（局長 勝田智明）は、このたび、小売業、飲食店、社会福祉施設などの第三次産業の企業 22 社より応募のあった、労働災害防止に向けた「経営トップによる安全衛生方針」をホームページに公表します（資料1）。

東京労働局では、休業4日以上¹の死傷災害の約6割を占める第三次産業における労働災害を防止するため、「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動[※]（以下「安全推進運動」という。）」を展開し、①経営トップによる安全衛生方針の表明、②企業全体の労働災害発生状況の把握・分析、③安全推進者の選任、④店舗等で行う安全衛生活動の支援など、企業本社等が主導する全社的な労働災害防止活動の実施を推進しています。

労働災害の防止に当たっては、労働者の安全や健康を守るという経営トップの強い意識が極めて重要であり、東京労働局では、「経営トップによる安全衛生方針の表明」を推進していますが、このような形で企業の安全衛生方針を公表するのは、はじめてのこととなります。

また、安全推進運動を実施中の企業にアンケートを実施したところ、7割以上の企業で労働災害防止活動に係る改善点が見つかったという回答がありましたので、その結果を併せて公表します（資料2）。

東京労働局では、引き続き、第三次産業の企業における労働災害防止に向けた「経営トップによる安全衛生方針」のホームページへの掲載募集を行い、順次、公表してまいります（資料3）。

※ 働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動

厚生労働省及び中央労働災害防止協会の主唱により本年1月よりはじまった運動で、小売業、飲食店及び社会福祉施設の本社の主導で全社的な労働災害防止活動を実施することにより、安全で安心して働ける職場環境の実現を目指すものです。